

「警察捜査における取調べ適正化指針」に対する意見

2008年2月15日

日本弁護士連合会

はじめに

今こそ、**自白獲得を最優先課題とする捜査のあり方からの脱却を**

警察庁は今般「警察捜査における取調べ適正化指針」(以下「指針」という。)を公表した。

これは、富山・氷見事件、志布志事件などの無罪判決を受けて、昨年11月1日の国家公安委員会決定により、警察庁において鋭意、対策の検討を進め、警察が当面取り組むべき施策をとりまとめたもの、とされる。

一部の報道には、あたかも指針が、警察の画期的な方針転換を示すものであるかのように取り扱うものもある。しかし、両事件において、なぜ、無実の者が虚偽の自白を余儀なくされたのか、という核心問題については、まったく検討がなされていない。

日本政府は2007年5月、国連拷問禁止委員会によって、「外部査察の独立性保障」、「公安委員会から独立した効果的不服申立制度の確立」、「全取調べの電子的記録及びビデオ録画」、「取調べ時間について、違反した場合の適切な制裁を含む厳格な規制」、さらには取調べ期間の制限及び「代用監獄」の廃止といった、刑事司法制度上の抜本的な改革を厳しく勧告された。

しかし、指針は、これらの勧告がされているにもかかわらず、それに応えるものとはなっていない。それは、被疑者からの自白獲得を捜査における最優先課題と位置づける従来の捜査のあり方とその基盤である代用監獄制度を維持・温存し、取調べに対する実効的な規制措置の導入はしないという従来の警察の立場を、言葉を変えて表明したものにすぎない。代用監獄制度のもとでの自白の獲得を最優先課題とする捜査のあり方は、長時間に及ぶ無理な取調べによる自白強要によってえん罪を必然的に生み出す。他方で警察の捜査の重点が自白獲得に置かれる反面で客観的な証拠の捜査がおろそかにされるという問題点も指摘されている。捜査当局はえん罪を防止し、適正な捜査を遂行するために、被疑者に対する取調べに依存する捜査から今こそ脱却して、海外の捜査機関が拠って立つ客観的な証拠に立脚した科学的な捜査へと根本的な転換を図るべきである。警察が違法捜査による自白の強要によって数々のえん罪を生みだし、人権侵害を引き起こしてきた事実を真に反省し、同じような過ちを二度と繰り返さないために真に必要な改革の課題は何か、改めて当連合会の見解を明らかにする。

指針発表に引き続いて、警察首脳が今後も取調べのあり方を見直す余地があることを明らかにしたと報道されているが、その発言どおり、この指針に留まることなく、抜本的な改革がなされなければならない。

意見の趣旨

第1 「捜査と監督の分離」では不十分

警察内部で「捜査と留置の分離」をしても捜査が優先している経緯に鑑み、警察内部で、捜査と監督を分離したとしても、捜査が監督に優先することは明らかであり、捜査に対して実効的な監督を徹底させるためには、外部からチェックできるシステムを導入すべきである。

第2 取調べ時間には上限を

- 1 指針は、「午後10時から翌日の午前5時までの間、または1日当たり休憩時間等を除いて8時間を超えて取調べを行おうとする場合には事前の承認を要するもの」としているが、深夜および長時間にわたる取調べは、法律で明確に禁止すべきである。
- 2 取調べ規制を実効あるものにするためには、留置施設視察委員会の独立したチェック機能を強化すべきである。

第3 適正な取調べの担保措置

適正な取調べを担保するための根本的な対策は、自白強要の温床となっている「代用監獄」を廃止し、適正な取調べに対する担保措置として、取調べの全過程を録画するシステム、取調べの時間規制、夜間取調べの禁止の速やかな導入等の客観的かつ実効的な規制措置をとることである。

第4 捜査官には徹底した人権教育による意識改革を

取調べによる自白獲得を第一義とする捜査官の意識を抜本的に改革し、人権に対する正しい知識と理解に立脚した適正な捜査技術を習得させることが第一の課題とされるべきである。

意見の理由

第1 「捜査と監督の分離」では不十分

指針は、「取調べに対する監督の強化」の方策として、まず、「捜査部門以外の部門による取調べに関する監督」を強調する。いわば「捜査と監督の分離」

である。

警察庁は、1980年、代用監獄制度に対する厳しい批判をかわすため、「捜査と留置の分離」を提唱した。警察組織の内部で捜査部門と留置部門を分離することで代用監獄制度による人権侵害を防ぐことができるということを、拘禁二法案反対運動に対する反論の最大の根拠とし、国際社会においても、また近時の未決拘禁立法の過程においても、「捜査と留置の分離」により代用監獄の弊害は消滅したと声高に主張してきた。

しかし、実際には、警察組織内での捜査と留置の分離は真の意味での捜査と留置の分離にはなり得ず、今日に至るまで、捜査が常に留置に優越し、警察による被疑者の身体管理を利用した取調べの実態に変わりはない。

このように、捜査と留置の分離が不十分なまま、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が制定された。

こうした事態を重く見て、国連拷問禁止委員会は、「留置担当官を捜査から排除し、また捜査担当官を被収容者の拘禁に関連する業務から排除し、捜査と拘禁（護送手続を含む）の機能の完全な分離を確実にするため、法律を改正」すべきであると勧告したのである。

この歴史的経緯をみれば、警察内部で、捜査と監督を分離したといっても、いざというときには、結局は、捜査が監督に優先するであろうことは火を見るよりも明らかであろう。

捜査に対して、実効的な監督を徹底させるのであれば、それは警察内部による監督だけではなくて、外部からのチェックによるべきであり、取調べの全過程の可視化によるべきである。

国連拷問禁止委員会は、日本においては、「警察拘禁中の被拘禁者に対する適切な取調べの実施を裏付ける手段がないこと、とりわけ取調べ持続時間に対する厳格な制限がなく、すべての取調べにおいて弁護人の立会いが必要的とされていないことに懸念を有する」と表明し、取調べを規制する適切な制度が存在しないことを厳しく指摘し、取調べの適正化をはかる措置として、警察における「全取調べの電子的記録及びビデオ録画、取調べ中の弁護人へのアクセス及び弁護人の取調べ立会いといった方法により体系的に監視され、かつ、記録は刑事裁判において利用可能となることを確実にすべきである。」と勧告した。この勧告が要求している内容と、指針が行おうとしている「捜査部門以外の部門による取調べの監督」とが、質的に異なることは明らかであろう。

具体的には、指針は、取調べ状況の報告や随時の巡察によって取調べ状況を把握し、監督対象行為の有無を確認し、調査結果は業務上の指導や懲戒処分に活用するとしている。しかし、現状よりは改善されるとしても、いくら記録制度を充実させたところで、報告書や巡察のみによっては、取調べ状況の全体を、

客観的に把握することは不可能である。不適切な取調べが取調べの期間中、常に繰り返されるとは限らない以上、むしろ、このような監督手段によっても問題となるケースは把握されない危険性が高い。トータルに把握するためには、取調べの全過程の可視化をする以外にない。これを早急に導入しなくてはならない。

また、指針は、取調べについて苦情の申出があった場合には速やかに都道府県公安委員会又は警察本部長に報告するものとしている。しかし、被留置者からの苦情も、客観的かつ公平な立場から処理がなされるためには、やはり、警察および公安委員会から独立した第三者による審査が不可欠である。国連拷問禁止委員会が「公安委員会から独立した効果的不服申立制度を確立」するよう勧告しているように、苦情処理のためには外部の専門家からなる第三者機関を設置し、当該機関には弁護士会推薦による弁護士を含めた事務局体制を整備し、実効的な調査権限を付与することが必要である。

第2 取調べ時間には上限を

国連拷問禁止委員会は、「締約国は、取調べ時間について、違反した場合の適切な制裁を含む厳格な規則を速やかに採用すべきである。締約国は、条約第15条に完全に合致するよう、刑事訴訟法を改正すべきである。」と勧告する。すなわち、取調べ時間に関する規制への違反行為については適切な制裁が法定されなければならない、拷問により得られた供述の証拠能力は刑事訴訟法により否定することが求められているのである。

これに対して指針は、「取調べ時間の管理を厳格化する方策」として、「やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならない旨を犯罪捜査規範に規定し、午後10時から翌日の午前5時までの間、または1日当たり休憩時間等を除いて8時間を超えて取調べを行おうとする場合には事前の承認を要するもの」としている。しかし、「やむを得ない理由」の中身がまったく示されていないうえ、事前の承認を得れば夜間や長時間の取調べも可能とするもので、これは取調べ時間の管理の「厳格化」とは程遠い。むしろ、実務上行われている、深夜や長時間の取調べを正当化しようとするものである。深夜や長時間にわたる取調べは、それがなされること自体が被疑者に対して抑圧的に働くものであり、事前の承認を得たからといって、その問題自体を解消できるものではない。深夜および長時間にわたる取調べは、法律で明確に禁止されるべきである。現実に台湾においては、刑事訴訟法によって夜間の取調べは原則として禁止されている。日本でも、夜間に逮捕された場合を除いて、夜間の取調べを禁止すべきであろう。

このような取調べ規制を実効あるものにするためには、留置官に捜査官に優

先する権限を法律上与えるべきである。

そのうえで、勧告にあるとおり、時間制限に違反した場合には、厳格な制裁と、違反により得られた供述の証拠能力が確実に排除される仕組みを整備することが、制限を実効あらしめるために不可欠である。

さらに、そこに第三者機関の目を入れる必要がある。具体的には、留置施設視察委員会の独立したチェック機能を強化することである。

国連拷問禁止委員会は、「留置施設視察委員会の委員には、弁護士会の推薦する弁護士を組織的に含めることを確実にするなどの手段により、警察拘禁に対する外部査察の独立性を保障」すべきだと勧告している。2007年度には、当連合会や各地の弁護士会による要請が容れられず、弁護士会の推薦する弁護士委員が選任されない取扱いが少なからずあり、今こそ、こうした実務は改められなければならない。

第3 適正な取調べの担保措置

指針は、「その他適正な取調べを担保するための措置」として、取調べ室に透視鏡を設けることや、取調べ室設置基準の明確化、取調べ状況の把握を容易にするための施設整備の一層の充実をあげる。しかし、いくら施設の整備を行っても、それを利用するのがもっぱら警察内部の人間であっては、取調べの適正化を担保する措置とはいえない。

取調べ環境を明確化し、取調べ状況を遺漏なく容易に把握するための措置としては、取調べの全過程を録画するシステムを導入することが最適であり、これに勝るものはない。このような取調べの全過程の録画・録音はイギリス、アメリカ（かなりの州）、イタリア、オーストラリア、台湾、香港、韓国（一部）などの諸国で既に実施されており、警察捜査の適正化のために大きな成果を上げている（フランスやドイツでは弁護人の立会いが制度化されている）。いまや、取調べの可視化は世界の潮流となっている。取調べの全過程の録画・録音の導入は裁判員制度の実施を目前に控えた今、待ったなしにその導入が図られるべきである。

第4 捜査官には徹底した人権教育による意識改革を

指針は、捜査に携わる者の意識を向上させるための措置として、適正捜査に関する教養の充実や、「技能伝承官」の活用、人事上の措置を挙げる。

しかし、まず問題なのは、適正捜査に関する教養の内容として、国際人権（自由権）規約や拷問等禁止条約など、国際人権条約や条約機関による勧告等が一切触れられていないことである。国際人権（自由権）規約委員会によって1998年、「裁判官、検察官及び行政官に対し、規約上の人権について

の教育がなんら用意されていないこと」に懸念が表明され、人権教育を行うことが強く勧告されたことが、今一度、想起されなければならない。

むしろ、「技能伝承官」という用語に端的に現れているように、指針が、人権教育の要請とはかけ離れ、いまだに自白の獲得を捜査の第一目標に置き、その職人的「技能」を伝えることに固執していることは極めて問題である。取調官の功労を評価し表彰等を実施したり、人事配置に活かすというのも、同様に自白獲得技術の奨励といえる。その一方で、監督対象行為については、「諸要素を総合的に考慮して、懲戒処分を始めとする厳正な措置を講ずるほか、・・・所要の業務上の指導を実施する」とされるにとどまっている。

取調べによる自白獲得を第一義とする捜査官の意識を抜本的に改革し、人権に対する正しい知識と理解に立脚した適正な捜査技術を習得させることが第一の課題とされるべきである。

おわりに

指針は、富山・氷見事件、そして志布志事件という、ふたつの重大えん罪事件の報告を受けた対策としてまとめられ、公表された。しかし、その内実は、およそ根本的な対策ではなく、自白獲得を最優先とした捜査システムを維持するための弥縫策にすぎないといつてよい。

これらの事件は、取調べそれ自体の違法性を明らかにしているほか、警察の取調べで自白を強要され、検察官取調べで否認したが、代用監獄に戻されて自白を強要されたという代用監獄の弊害を示すものである。根本的な対策は、自白獲得を最優先とする捜査姿勢と決別し、その自白強要の温床となっている「代用監獄」を廃止し、適正な取調べに対する担保措置として、取調べの全過程を録画するシステム、取調べの時間規制、夜間取調べの禁止の速やかな導入等の客観的かつ実効的な規制措置をとることである。

人権侵害とえん罪に結びつく自白偏重主義から脱却し、近代的刑事司法を実現しなければならない。来年5月までに開始される裁判員制度が有効に機能するためには、自白偏重主義は転換されなければならない。国連拷問禁止委員会は、「国際的な最低基準に適合するよう、被拘禁者を警察において拘禁できる最長期間を制限」すべきであるとして、代用監獄制度は廃止すべきであると勧告している。

今こそ、国連拷問禁止委員会をはじめとし、我が国に対して繰り返しなされてきた条約機関、人権機関の勧告を生かし、国際水準に適合したシステムの構築に着手すべきときである。当連合会は、引き続きその実現に向けて、全力を傾注していくものである。